

新旧対照表

※下線部が改正箇所

旧	新
<p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p>第10条 <u>法第86条の4第1項</u>に規定する建築物について第6条第1項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は同号に掲げる基準に適合する建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有する建築物とみなす。</p>	<p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p> <p>第10条 <u>法第86条の4</u>に規定する建築物について第6条第1項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は同号に掲げる基準に適合する建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有する建築物とみなす。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。</u></p>